



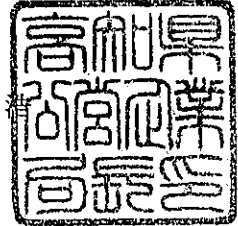
4 高企病第 615 号

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 5 年 1 月 13 日

高知県公営企業局長 笹岡



記

1 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項

下表を、条例第 11 条第 2 項に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	システム等の名称 (提供先)	事務の名称	理由又は必要性等
1	公営企業局県立病院課 (あき総合病院、幡多けんみん病院)	高知県地域医療介護連携ネットワークシステム (高知あんしんネット) (同ネットに参加する施設)	診療録 (カルテ) に関する事務	同ネットに参加する施設間で、脳卒中に関する地域連携パスを運用するにあたり、令和 2 年 6 月 3 日付け答申第 270 号により承認を得た個人情報以外の個人情報の提供が必要であるため。 【地域連携パスとは】 急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるよう、施設ごとに役割を分担して診療内容、治療経過、最終ゴール等を定めた診療計画表。